力熊本県公報

第11415号 平成18年6月7日(水) (毎週 月・水・金発行)

目 次

一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	
○指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退·····(高齢者支援:	総室) 1
○指定居宅サービス事業所の指定 (訪問介護)·····(" ○ " (介護予防訪問介護)·····(") 2
○ " (特定福祉用具販売)·····(" (特定介護予防福祉用具販売)·····(") 2
○指定居宅サービス事業所の指定····································) 2
○熊本テクノプラザの指定······(管 財 公 告	課) 3
○開発行為工事検査済証の交付・工事完了・・・・・・・・・・(建 築	課) 3
○ ″ ○換地計画の適否決定······(″ / (農村整/) 3
○ 開発行為工事完了······(建 築	課) 4
○菊池保健医療圏における病院の開設及び増床並びに診療所の療養病床	μ/k / Τ
の設置及び増床に係る申請手続(医療政策)	総室) 4
〇熊本都市計画緑地の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(都市計)	画課) 4
〇熊本都市計画防火地域及び準防火地域(熊本市)の変更 (") 4
〇熊本都市計画用途地域(熊本市)の変更・・・・・・・・・・・・(") 5
○熊本都市計画地区計画(熊本市)の変更・・・・・・・・・・・・(〃 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) 5
登 載 依 頼 ○公示による通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	新課) 5
〇熊本県男女共同参画審議会の開催(男女共同参画・パートナーシップ推	1 - 10 10 /

告 示

熊本県告示第617号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第113条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成 18 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
酒井外科医院	医療法人社団苓仁会	平成 18 年 6 月 1 日
天草市港町 16番 11号		

熊本県告示第618号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成 18 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
緒方医院	緒方俊一郎	平成 18 年 4 月 1 日
球磨郡相良村川辺 1764 番地		

熊本県告示第619号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
大和ケアサービス	有限会社大和タクシー	平成 18 年 5 月 25 日
八代市大村町 859 番地 7		

熊本県告示第620号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
大和ケアサービス	有限会社大和タクシー	平成 18 年 5 月 25 日
八代市大村町 859 番地 7		

熊本県告示第621号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【特定福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
合資会社ヨコオ家具	合資会社ヨコオ家具	平成 18 年 6 月 1 日
阿蘇郡小国町宮原 1981 番地の 3		

熊本県告示第 622 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【特定介護予防福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
合資会社ヨコオ家具	合資会社ヨコオ家具	平成18年6月1日
阿蘇郡小国町宮原 1981 番地の 3		

熊本県告示第623号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
ハートフル楠	有限会社ハートフル楠	平成 18 年 5 月 26 日
熊本市楠一丁目1番25号		

熊本県告示第 624 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
ハートフル楠	有限会社ハートフル楠	平成 18 年 5 月 26 日
熊本市楠一丁目 1 番 25 号		

熊本県告示第625号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり 賃料及び使用料収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成 18 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮谷 義 子

委託の内容 1

熊本テクノプラザ管理委託契約第1条第1項第7号に規定する賃貸管理業務

委託の相手方 2

NTT エコーズ株式会社 熊本市花畑町 2番 15号

3 委託する日

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

告 公

熊本県公告第 444 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、 同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 6 月 7 日

熊本県知事 義 子 潮 谷

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 1 上益城郡益城町大字小池字木崎原 2493 番 2 及び同 2493 番 3 499.80 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 上益城郡益城町大字馬水 785 番地 3 田上 勝志

熊本県公告第 445 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、 同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 6 月 7 日

熊本県知事 子 潮 谷 義

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 上益城郡益城町大字福富字野屋敷 884番1、同 894番1、同 895番1の一部、同 895番4、 同 899 番の一部、同 900 番、同 901 番、同 909 番 1 の一部、同 910 番 1 の一部、同 910 番 2、同910番3の一部及び里道の一部 4,146.06 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市江津一丁目 15 番 6 号 株式会社横田産業

熊本県公告第 446 号

山鹿市長中嶋憲正から認可の申請があった浦矢谷地区の換地計画については、平成18年 5月29日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。 関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し出ることができる。

平成 18 年 6 月 7 日 熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧の期間 1 平成 18 年 6 月 8 日から 平成 18 年 7 月 5 日まで
- 縦覧の場所 山鹿市役所
- 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2)各筆換地明細書

- (3) 清算金明細書
- (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 447 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

八代市上野町字五反田 2063 番 1、同 2063 番 3、同 2063 番 4、同 2063 番 5、同 2063 番 6、同 2063 番 7、同 2063 番 8、同 2064 番 1、同 2065 番 1 の一部及び同 2065 番 2 の一部 4.992.04 平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八代市古閑中町 700 番地 2

藤本順子

熊本県公告第 448 号

菊池保健医療圏における病院の開設及び増床並びに診療所の療養病床の設置及び増床に係る申請手続きについて、次のとおりお知らせします。

平成18年6月7日

菊池保健所長 迫 田 芳 生

菊池市、合志市及び菊池郡を対象とする菊池保健医療圏では、熊本県保健医療計画で定める基準病床数に対して、下記1のとおり、既存病床が下回っております。

つきましては、当該圏域において、下記1に掲げる病床種別に係る病院の開設及び増床 並びに診療所の療養病床の設置及び増床を希望される方は、下記2により許可申請書を提 出してください。

記

1 病床種別及び病床数

- (1) 病床種別 病院における一般病床及び療養病床並びに診療所における療養病床
- (2) 病床数 23床
- 2 申請の手続き等

(1) 申請書の提出期間及び提出場所

平成 18 年 7 月 24 日 (月) から同年 7 月 28 日 (金) までの期間で、午前 9 時から午後 5 時までに、菊池保健所総務企画課に提出してください。

(2) 許可申請書の交付方法等

許可申請書等の様式については、菊池保健所総務企画課でお渡しします。ただし、郵送を希望される場合は、切手(80円)を添付した返信用封筒を同封のうえ、請求してください。

その他、問い合わせ等があれば菊池保健所総務企画課まで御連絡ください。

(3) 問い合わせ先

熊本県菊池市隈府 1272 番地 10

菊池保健所総務企画課 (電話 0968-25-4155)

3 その他

受付期間内に提出があった許可申請書の病床数の合計が、不足病床数を超過した場合には、菊池地域保健医療推進協議会において協議を行うなど、必要な調整を図った上で許可することとなります。

熊本県公告第 449 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 都市計画の種類

熊本都市計画緑地 3 号 白川右岸緑地 4 号 白川左岸緑地

2 都市計画の図書の写しの縦覧場所

熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 450 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
 - 熊本都市計画防火地域及び準防火地域(熊本市)
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所

熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 451 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。 平成18年6月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
 - 熊本都市計画用涂地域 (熊本市)
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所

熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 452 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
 - 熊本都市計画地区計画 (大平地区計画)
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所 熊本県土木部都市計画課

登載依頼

熊本県収用委員会公告第61号

公示による通知

熊本県玉名郡南関町大字関町字下長谷865番3の土地所有者

登記記録表題部所有者欄記載

氏名 戸上サキ

存否不明

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 46 条第 2 項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局(熊本県土木部用地対策課内)において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成18年5月29日付け熊収第29号の書面(県道大牟田南関線改築工事に係る土地収用案件の審理開催通知書)

(注意)上記書面を受理しないときは、平成 18 年 6 月 19 日をもって書面の通知があった ものとみなされます。

平成 18 年 6 月 7 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

熊本県男女共同参画審議会公告第 15 号

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成18年6月7日

熊本県総務部長原田正一

- 1 開催日時
 - 平成 18 年 6 月 14 日 (水)

午前 10 時から午前 11 時 30 分まで

2 開催場所

熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県庁行政棟本館5階「審議会室」

- 3 議題
 - (1) 委嘱状交付
 - (2) 会長・副会長選任

- (3) 第2次熊本県男女共同参画計画について
- 平成 18 年度男女共同参画関連事業について (4)
- その他 (5)
- 傍聴者の定員

10人

- 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付の上事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目 18番1号

熊本県男女共同参画審議会事務局(熊本県総務部男女共同参画・パートナーシップ推

(電話 096-333-2287)